

私立学校に通う児童生徒への授業料減免支援

令和4年度予算額
(前年度予算額)

11億円
3億円



背景説明

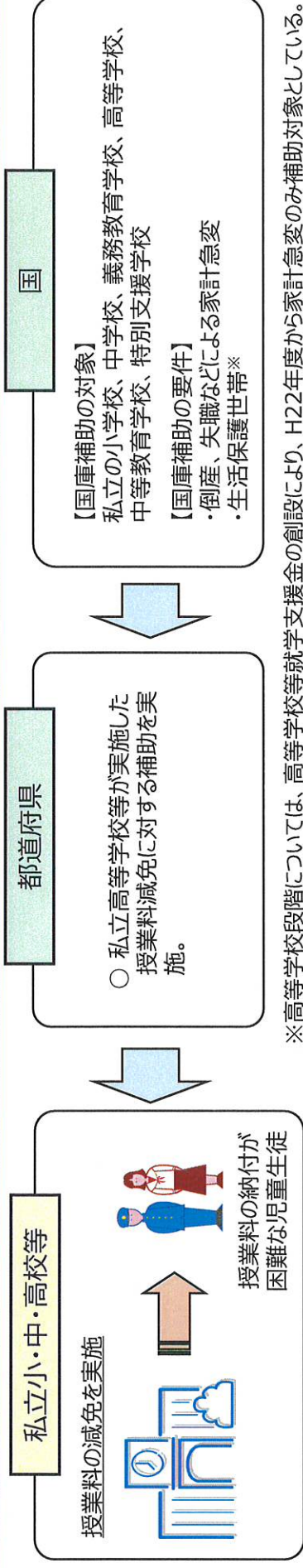
私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和4年度予算案

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援（新規・拡充）：10億円

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで支援を継続。
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

→入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

【参考】私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）
※年収400万円未満の世帯を対象に、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などを調査。
→ 対象世帯のうち55%が「入学後に家計急変した」と回答。

◆授業料減免事業（継続）：1億円

- 対象者（左記の支援を除く）：
 - ① 当該年度に発生した保護者等の失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（高等学校段階の生徒に限る）
 - ② 生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
- 支援額：
学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内

※東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）を含む。